

笠木小学校いじめ防止基本方針

自他の幸せのために、学び続ける笠木の子を育てる

【家庭・地域との連携】

全体・学級PTA
家庭教育学級
学校評議員会
校区コミュニティー協議会

【いじめ防止委員会】

(目的)
いじめ防止等に組織的に対応するために設置し、取組の実施、進捗状況の確認、取組の在り方についての検証等を行う。
(組織構成)
管理職、生徒指導主任、養護教諭、学校評議員、その他必要に応じた関係者及び外部専門家（SSWなど）

【関係機関等との連携】

曾於市教育委員会
曾於市役所
県総合教育センター
曾於警察署

【教育活動の重点】

【児童の主体的活動】

1 学力保障

- ・個別最適な学びの保障
- ・教え合い・学び合いの場の設定
- ・読書による豊かな感性づくり

2 人権同和教育の充実

・人権同和教育の視点でのアプローチ

3 道徳教育の充実

- ・重点価値項目
- ⑤ 思いやり・親切
友情・信頼・助け合い
節度・節制、自主

4 特別活動の充実

(1) 学級活動
・ネットいじめ
・係・集会活動

(2) 児童会活動

代表委員会、児童総会での話し合い

(3) 委員会活動

・自己有用感の育成（当番活動）

(4) クラブ活動

・望ましい人間関係づくり
・個性伸長

(5) 体験活動の充実

他者、社会、自然との関わり
栽培活動、農業体験、交流活動
先人の苦勞を偲ぶ活動 etc

(6) 特別支援教育の充実

児童に対する障害理解教育

【いじめの定義】

- 「当該児童に対して、一定の人間関係がある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、心身の苦痛を感じているもの」とする。また、けんかやふざけあいであっても、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【いじめの「解消」の定義】

- いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること。被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

【いじめの防止】

(教職員の取組)

- 自尊感情の育成を意識した学級経営
- 人権感覚の育成
- 「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」(M o m)
- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
- 教師自身の言動に対する細心の注意

(児童の取組)

- 自他の違いを認め活かす仲間づくり
- 友達のよさや価値に気づき共感

(保護者の取組)

- 家庭内での子どもとの関わり（家庭での人権意識の高揚）
- 地域行事への参加の推進（地域の間人育成力）
- 学級PTAや家庭教育学級等によるいじめ問題に関する学習

【いじめの早期発見】

(教職員の取組)

- 全職員による児童観察、アンケート（1か月に1回）や教育相談等による情報収集
- 全職員による情報の共有化、速やかな共通実践

(児童の取組)

- 不安や悩みの保護者・教職員・友達等への告白（相談）
- 相談機関への連絡・相談（相談電話：24時間いじめ相談ダイヤル）

(保護者の取組)

- 学校への速やかな連絡・相談

【いじめに対する措置】

(教職員の取組)

- いじめと疑われる行為の発見と、即時制止
- いじめに関する連絡への対応と、いじめ事案の有無の確認
- いじめを受けた児童・保護者に対する支援
- いじめを行った児童への指導と、その保護者への連絡・助言
- いじめ事案の委員会への報告

(児童の取組)

- いじめを目撃したり、いじめられたりしたら誰かに連絡
- ストレス・怒りをいじめに転換しない態度の育成（アンガーマネジメント）

(保護者の取組)

- 学校との緊密な連携
- 被害者への対応

【生徒指導体制】

【相談体制】

【職員研修】

1 共通実践事項の設定と実践

- ・あいさつの励行
- ・基本的生活習慣の確立

2 生徒指導連絡会

毎月職員会議後

3 いじめ問題を考える週間

(4月・9月)
・学校楽しいーとの活用と分析

4 校内人権週間

(12月)
・人権作文作成、発表会

5 教育相談

(毎月第2金曜日)
(家庭訪問：4月)
(児童対象：5月)
(保護者対象：11月)

6 情報交換

- ・学校ネットパトロール
- ・SSW、民生委員との連携
- ・警察官巡回の際に

7 職員研修

- (1) 生徒指導事例研修
- (2) 講師招聘による研修
 - ・人権同和教育
 - ・特別支援教育
 - ・啓発資料の活用